

朝田 みつる

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

1.

その理由

障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう社会の実現をすすめるため、茨木市においても、障害者および関係者のみなさん等の意見をいただきながら、早期の条例の制定と実効ある施策の推進に取り組みたいと考えています。その際も「私たちぬきに私たちのことを決めないで」を合言葉に、当事者参加で施策の話し合いをすすめることが欠かせません。

1-②

1.

その理由

改正障害者基本法第3条第3項においては、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」とあり、また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して障害者の意思疎通のための情報確保に必要な施策を義務付けています。これらのことから国における手話言語法の制定とともに地方自治体においてもその地域の課題に応じた独自の条例制定が必要であると考えます。

2. 茨木市役所での障害者雇用について

1.

その理由

茨木市における障害者雇用について、改正障害者雇用促進法の法の趣旨・内容を遵守するとともに、法定以上の障害者が雇用されるよう、また、数字実績だけに止まらず、安心して働ける職場環境の確保に向けて啓発にも取り組むことが必要であると考えます。

3. 65歳問題について

1.

その理由

総合支援法による「介護保険優先原則」によって、65歳になった障害者が各自治体で介護保険を強制的に優先され、障害福祉利用の制限、打ち切り問題が生じています。厚労省はくりかえし「通知」を出し、自治体に機械的な介護保険優先をすすめるのではなく、個別の状況に応じて対応をするよう示しています。茨木市においても、通知どおりの対応になるよう徹底させることが必要であると考えます。

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

1.

その理由

障害者の方々が必要なサービスを十分に受けられるよう支援することは自治体の重要な役割の一つです。茨木市においても24時間介護を必要とする障害者がおられれば、自治体として必要な支援サービスの支給決定は当然のことであると考えます。

4-②

1.

5. 医療について

5-①および5-②

市民総合病院の整備については多大な財政負担が必要と考えられることからその進め方については十分な市民的議論を経る必要があると考えています。いずれにせよ障害者の方々が安心して地域で暮らせるための市内の救急医療体制の整備についてはさまざまな関係者とも協力しつつ積極的に推進していくことが重要であると考えます。

また、病院への入院時は完全看護が建前になっていますが、障害の態様によっては、個別の障害者の方への対応の仕方に精通した微妙な対処が必要であったり、またそうした対応が不十分であった場合、容態の悪化や命の危険にもかかわる事があることを聞いています。住民運動の力もあり、茨木市は、入院時のコミュニケーションヘルプの支援制度を始めましたが、まだまだ利用する障害者の立場に立った十分な制度内容とはいえません。形式にこだわらず障害者のニーズに応じた柔軟な運用とともに市の制度のさらなる拡充が必要であると考えます。視覚障害者への支援充実についても同様です。

6. 市民会館について

現市民会館閉館が強行された当初、日本共産党は、「閉館するのではなく最低限のバリアフリー化と耐震補強による使用継続を。同時に建替えについては時間をかけ市民的議論を尽くして結論を出す」ことを主張し、昨年の市議補選でもそのことを公約しました。

その後、閉められて1年以上経過している現状を鑑みて、私たちも議論を発展させ、今回の市議選では「現地での早期建替えとその間の立命館ホール使用料補助制度の実施」を提案・公約しています。